

平成 24 年度実施方針

国 際 部

1. 件名：環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト／
フランスにおける国際共同研究開発・実証事業

2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 1 項第 2 号及び第 10 号

3. 事業の背景・目的・目標

我が国においては、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、強い経済の実現に向けて、我が国の成長分野でグリーン・イノベーションやライフ・イノベーションを推進することにより、新たな需要を創造するとともに、成長を支えるプラットフォームとして、科学・技術が位置づけられ、イノベーションにより産業のフロンティアを開拓していくとの方針が示されている。環境・医療分野は、今後海外市場での新技術・システム・インフラの需要の大幅な拡大が見込まれている。我が国の産業にとって、企業等有する技術開発を通じたイノベーションが一層加速されることにより、日本また海外における市場獲得を目指すことは喫緊の課題といえる。このため、我が国企業が海外企業と連携して行う実用化開発を支援することにより、我が国の経済成長が促進し、産業競争力の強化が早期に実現されることが期待される。

一方、フランスにおいては、2009 年に研究・イノベーション国家戦略が策定され、フランスにおけるイノベーションの方針が打ち出された。2010 年には、イノベーションを通じた成長戦略を目指すべく、戦略的重要性の高い分野における研究やイノベーションに関する取り組みに対して、「未来への投資」と呼ばれる大規模な資金投入が開始されている。2005 年にフランス経済・産業・雇用省、及び高等教育・研究省の監督の下、中小企業や起業家におけるイノベーション創出を支援する OSEO（起業支援・イノベーション振興機構）が創設された。OSEO は中小企業を中心に、フランス企業等に対して、産業技術から環境・エネルギーまで幅広い分野で、研究開発や技術革新を支援しており、事業方針の一つに、フランス企業の国際連携の促進を基軸に据えて、支援ツールの拡充を図っているところである。

このような中、NEDO は、平成 22 年 9 月 OSEO と、日仏企業等のイノベーション促進のため協力することに合意し、MOU を締結した。本事業では、かかる合意に基づき、両国の企業等の技術開発、イノベーションにおいて、戦略的重要性のある分野で日仏企業間の連携が促進されるよう、両機関で日仏連携プロジェクトに対する支援を目指す。

本事業では、日仏民間企業等の有する環境・医療技術の国際研究開発・実証を推進する。本事業の終了後 3～5 年程度で実用化を開始できるレベルを達成目標とする。

4. 実施内容及び進捗（達成）状況

4. 1 平成23年度（委託）事業内容

新規事業の公募を実施。

4. 2 実績推移

（百万円）

	H23 年度 (実績)	合 計
執行額	0	0

5. 平成24年度事業内容

5. 1 事業概要

（1）対象分野

環境、医療、その他環境・医療分野に資する技術（バイオ・医療、機械・システム、電子・ナノ材料等）。ただし、再生可能エネルギー、省エネルギー、水処理・水循環分野の技術は対象から除く。

（2）研究開発の内容

上記対象分野において日本とフランスの企業が参加する国際共同研究開発・実証等を実施する。本事業については、公募により研究開発・実証テーマを募集し、予算の範囲内でテーマを選定する。1テーマあたりの予算上限は、2～3億円程度とする。

また、必要に応じ、NEDO 本部又はNEDO欧州事務所等において、民間企業や大学等の有するシーズ、ニーズ等に関する調査を実施する。

（3）研究開発の実施体制

NEDO は、単独ないしは複数の企業等（大学、研究機関を含む。原則、本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。）から公募によって研究開発実施者を選定する。なお、本事業は、国際共同研究・実証等に係る事業であるため、委託により実施する。

5. 2 事業実施方針

（1）実施方法

相手国政府と MOU を締結して実施する。

（2）平成24年度事業規模

一般会計（一般勘定） 約 300 百万円（交付金）

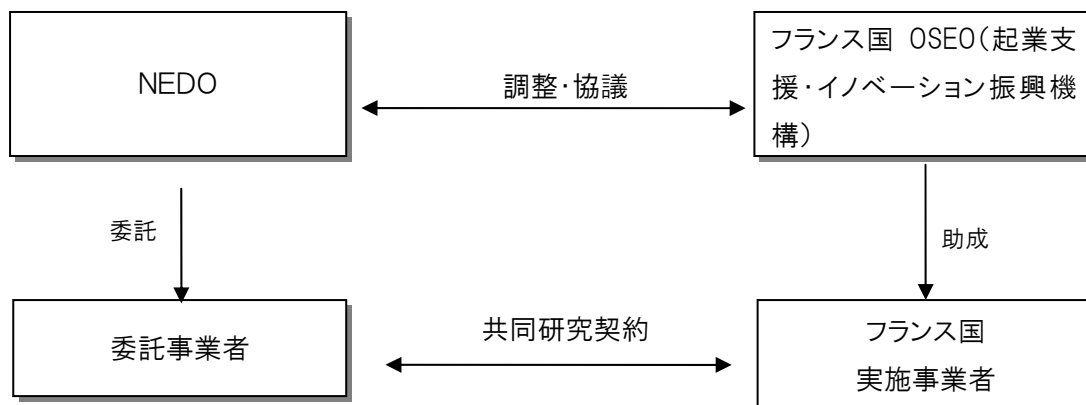
（注）事業規模については、変動があり得る。

（3）事業期間

本事業は原則、平成24年度から平成25年度までとする。

6. 事業の実施方式

6. 1 実施体制



6. 2 実施項目

23年度に実施した公募について、審査・採択を行う。採択した案件について、個別の事業の実施計画の策定、また、計画に沿った研究開発・実証を行う。

7. その他重要事項

7. 1 評価

NEDOは、我が国の政策的及び技術的な観点及び事業の意義、成果及び普及効果等の観点から、事業評価を事業終了後速やかに実施する。

7. 2 運営・管理

事業の管理・執行に責任を有するNEDOは、関係機関等と密接な関係を維持しつつ、事業の目的及び目標に向けて適切な運営管理を実施する。

また委託先から適宜進捗状況報告を受ける。

7. 3 知的財産権の帰属

委託研究開発の成果に関わる知的財産権については、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書」第26条の規程等に基づき、原則として、すべて委託先に帰属させることとする。

8. 実施方針の改訂履歴

(1) 平成24年3月 制定

以上